

# 普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 3 年 7 月  
自治財政局交付税課

## 1. 改正理由

令和 3 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

## 2. 省令案の内容

- 「地域デジタル社会推進費」に係る算定関係  
地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費を算定する「地域デジタル社会推進費」の創設に伴い、高齢者人口、障害者人口や事業所数等を用いた補正係数に関する規定等を新設。
- 令和 2 年国勢調査人口を踏まえた算定関係  
本年度の算定から令和 2 年国勢調査人口を用いることに伴い、人口が急激に減少した地方団体の交付税が急激に減少しないよう、引き続き激変緩和措置（人口急減補正）を講ずる規定を整備。
- 東日本大震災関係  
原発被災団体については、人口等の特例措置を継続し、津波被災団体については、人口等の特例措置を終了するが、激変緩和措置を講ずるための規定を整備。
- その他所要の年次更新  
それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

## 3. 施行期日

令和 3 年 8 月 3 日に公布・施行予定（普通交付税の額の決定日と同日）